



# 今年は「統一地方選挙」の年です！



私たちが暮らす岐阜県や養老町の未来を決める大切な選挙です。必ず投票に行きましょう。

岐阜県議会議員選挙 告示日 3月31日(金) 投票日 4月9日(日)

## 投票できる人

次の年齢および住所の要件を満たした町の選挙人名簿に登録されている人です。

**年齢**：日本国籍をお持ちで、平成17年4月10日以前に生まれた人(満18歳以上)

**住所**：令和4年12月30日以前に住居登録をし、引き続き町内に住んでいる人

※令和4年12月31日以降に転入された人は、転入前の市町村にお問い合わせください。

## 投票場所

投票日当日は、お住まいの地区により指定される町内13カ所の投票所で投票してください。指定された投票所は入場券に記載されています。

## 投票所入場券

入場券は、3月31日(金)以降に各世帯に郵送します。投票には一人分ずつ切り離して、投票所にお持ちください。なお、選挙人名簿に登録されている人であれば、入場券が届いていない場合や紛失した場合などでも投票は可能です。(本人確認の際に身分証明書などの提示を求める場合があります)

## 期日前投票

投票日に投票に行くことのできない場合は、期日前投票を利用しましょう。また、投票日当日に投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

**期間**：4月1日(土)から8日(土)まで

**時間**：8時30分から20時まで

**場所**：町役場2階研修室

## その他

オンデマンドバスを利用して期日前投票をした人には、オンデマンドバスの使用料の1乗車分を免除します。期日前投票の際に受付でお申し付けください。

## 不在者投票

次のような人は不在者投票ができます。詳しくは、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

- ・投票日に仕事や出産などで町外に滞在する人
- ・指定病院・指定老人ホームなどに入院・入所している人
- ・身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の要件に該当する人および介護保険の被保険者証に要介護状態が「要介護5」と記載されている人

◆町議会議員選挙 告示日 4月18日(火) 投票日 4月23日(日)

◆立候補予定者説明会 日時：3月22日(水) 9時30分～

場所：町役場4階大会議室

※出席者は、1陣営につき3人までとします。

※町議会議員選挙の詳細については、4月号広報でお知らせします。